

川口の農業だより

令和8年1月 No.103

川口農業ブランド認定
農産物のシクラメン
(生産者：吉澤明弘 氏)

編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214
市ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>

東京都チャレンジプラス TOPPAN 株式会社

川口市農地バンク制度を利用して新規就農

東京都チャレンジプラス TOPPAN 株式会社は、令和7年5月から川口市農地バンク制度を利用して、川口市安行原の農地約15aを借り受け新規就農されました。同社は障がい者が地域社会の中で能力を十分に発揮できる雇用の場の提供を企業理念としており、その一環として川口市で菜園事業に取り組んだものです。

一人ひとりがその能力を十分に発揮し、活力のある雇用の場を目指して

東京都チャレンジプラス TOPPAN 株式会社は全従業員の約74%が障がいのある社員で構成されています。活き活きと働ける職場を創るとともに一人ひとりが能力を最大限に発揮できるという企業理念のもと、菜園事業はコーチ・シニアスタッフ4名、障がい者6名の計10名のスタッフで耕作を行っています。菜園事業として作物の生産は「安心・安全」を最優先とし、化学肥料や農薬を使用しない有機的農法を行っています。



スティックセニョール

多種多様な野菜にチャレンジ

菜園事業として、持続可能な農業を推進し、新鮮な野菜を提供することを目的としています。多種多様な野菜作りにチャレンジしており、春から夏にかけては枝豆、ナス、トマトなどを栽培しましたが、現在はスティックセニョールを中心に、カリフローレ、ロマネスコなどの特色ある西洋野菜に取り組んでいます。そのほかにも聖護院大根、ニンジン、ニンニク、そら豆なども栽培しており、収穫後は袋詰めをスタッフ全員で行って TOPPAN グループ内や川口市のスーパーなどで販売を始めています。

川口市で農業

これまでの菜園事業は会社の屋上でプランターなどを利用して行っていたため、農地を借りて本格的に耕作を行うことは初めての取り組みでした。会社が板橋区であり、車で30分程度で行ける埼玉県南地域の農地を探して各市の情報を集めていましたが、川口市の農業委員会や農地利用最適化推進委員の皆さんがとても親身に相談に応じていただき、候補地も複数提示してくれたおかげで事業を開始することができたと思います。また耕作を開始する際、(株)安行植物取引所による耕うんや堆肥などの圃場の整備事業を活用できたことでスムーズに耕作が開始することができて大変助かりました。



シニアスタッフの皆さん

荒川さん

板倉さん



クリエイション推進部
部長 宮永 裕志 さん



クリエイション推進部
業務設計・企画担当
シニアディレクター
武野 一俊 さん

自然と共に働く職場を

農地を借りて本格的に耕作を始めてみると、農地の近くに拠点となる事務所や休憩所などの施設が必要だと感じました。今後そういった施設の整備が進めばそこを拠点に農地の拡大ができたなら良いと思います。その場合であっても種まき、育苗、収穫までの栽培管理や無農薬栽培を実践し環境に優しい農業を実現するなど、自然と共に働く職場を目指していきたいと思っています。

川口市では川口農業ブランドとして認定された野菜などの農産物が多数あると伺いました。今後そうしたブランド農産物の生産ノウハウを教えていただくことが可能なら、いつか私たちもチャレンジできたら良いと思います。

あなたがお持ちの農地（生産緑地）で

耕作が十分できていない農地はありませんか？

農地の賃借に関するご相談はこちらへ

農業委員会事務局 農地係

048-258-7922

1

畑の一部に草の深い所や植木の繁茂しているところがあるので、もう少しきれいに管理してください

人手も足りないし、どうにもならないね

これでは相続が発生しても納税猶予制度が受けられないかもしれませんよ

うちの子は誰も農業を継がないから、納税猶予は関係ない

2

本当に「納税猶予は関係ない」と言えますか？数千万・数億にもなる農地の相続税評価が10アール当たりで100万円以下になるのですよ跡取りが農地を残すという選択ができる農地利用を考えてみませんか

それなら、今度の休みに跡取りにでもやらせてきれいにするよ

3

その方たちが好んでするならば一番良いのですが、無理やり手伝わせて「農業嫌いの後継者」になったら、却って農地は守れません

うーん……

それよりも、ご家族でよく相談して、「農地を貸す」という選択も考えてみては如何ですか？

4

農地を貸したら取られたも同然じゃないか!!返してもらおうに法外な離作料を要求されたり手続きも大変だ!!

都市農地貸借法等[※]の貸借なら、契約期間の満了で必ず農地が返還されます!!離作補償も知事許可も不要です!!

※「都市農地貸借法等」については、右下の注1をご覧ください。

5

既に納税猶予制度の適用を受けている農地を都市農地貸借法等で貸しても、期限の確定にはなりません。また、都市農地貸借法等で貸している間に相続が発生した場合、相続人は「貸付けの継続」で納税猶予制度の適用を受けられます!!

詳しく聞きたいナァ?

ご相談は農業委員会事務局の窓口へ!

6

今は農地をきれいに管理できていても、将来に不安をお持ちの方は是非ご相談ください!!

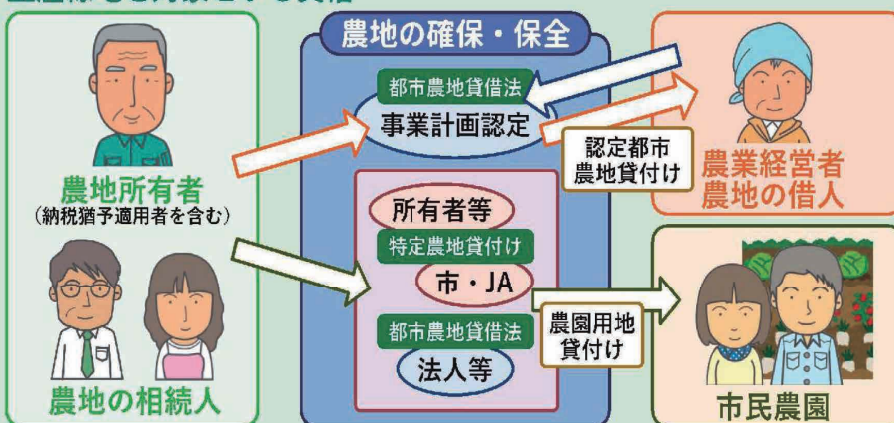
さらに自分や家族では耕しきれない農地を、知人や親戚などに任せて自由に耕作させることは法律違反です!!

貸借は都市農地貸借法等で!!

制度の概要はこのようなになっています

都市農地貸借法等による貸借と生産緑地の主たる従事者

生産緑地を対象とする貸借

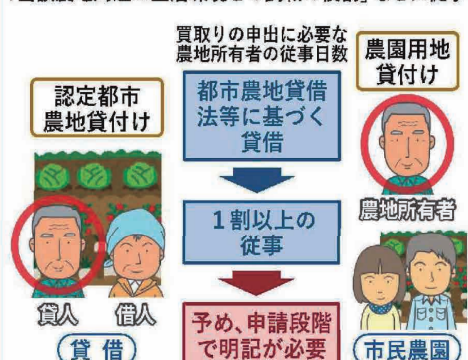


都市農地貸借法等の貸付けと相続税納税猶予



農地所有者に相続が発生した場合の「主たる従事者」は？

「当該農地周辺の生活環境との調和の役割」などに従事



NOTE

都市農地貸借法等の貸付けを行っている農地の所有者が、当該農地において農業の主たる従事者（借人）の1割以上の日数、農業に従事していた場合には、その所有者を当該農地の「主たる従事者（同程度の従事者）」とすることができます。

これにより、相続を契機として返還された生産緑地であっても、買取りの申出ができる可能性は大きく広がりました!!

どのような作業に従事するかについては、「周辺の生活環境との調和の役割」などが例示されています

注1：都市農地貸借法等とは、次の貸借を言います。

「都市農地貸借法」=都市農地の賃借の円滑化に関する法律による貸借

「等」=相続税納税猶予制度の対象となる特定農地貸付け（市民農園に係る貸借のうち、一定の要件を備えた市町村・JA及び農地所有者自らが開設する市民農園）

注2：相続税納税猶予制度について、都市農地貸借法等の貸借若しくは返還などが行われた場合には、それぞれに税務署への必要な手続きがあります。

詳しくは、所轄の税務署または税理士などにご相談ください

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

《農業委員募集概要》

募集人数 12人
任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間
報酬 月額50,800円（会長及び職務代理者は別途報酬）

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席し、議案等の審議を行います。また、担当地区の議案については現地調査及び聞き取り調査を行います。

農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

申込みができる者

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、以下の申込みができない者に該当しない者。

評価方法及び任命

川口市農業委員候補者評価委員会において、提出された応募書類等をもとに評価します。その後、市議会の同意を得て市長が任命します

《農地利用最適化推進委員の募集概要》

募集人数 2人
区域 市内全域
任期 令和8年7月20日以降の農業委員会から委嘱された日から令和11年7月19日までの3年間
報酬 日額9,800円 能率報酬として遊休農地解消1件につき50,000円

主な職務内容

毎月開催される農業委員会の会議に出席します。

農業委員と連携し、農地利用最適化のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の早期発見のための農地パトロール及び新規就農の促進に関する活動を行います。

※具体的な活動は、月15日以内、1日に6時間（内休憩1時間）事務局に出勤し、農地所有者宅へ訪問し意向調査及び川口市農地情報登録制度の利活用促進を行います。また、遊休農地発見及び解消のため現地確認や調査等の現場活動を行います。必要な場合は、書類や図面の整理を行います。

申込みができる者

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者で、以下の申込みができない者に該当しない者。

選考方法及び委嘱

川口市農業委員会の会議において、提出された応募書類等をもとに選考します。選考後、農業委員会が委嘱します。

《共通事項》

申込みができない者

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 何らかの公職に就いており関係法令により兼職が禁止されている者
- (4) 暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

応募方法

応募の方法は、農業者又は農業関係団体等からの推薦を受けて申し込む方法と自ら応募する方法の2通りがあります。

募集期間

令和8年1月19日（月）午前9時00分から令和8年2月19日（木）午後4時30分までに持参又は郵送により提出してください。郵送される場合、令和8年2月19日必着です。

農業委員に関すること…………… 農 政 課 農 政 係 電話048-259-9020
 農地利用最適化推進委員に関すること…… 農業委員会事務局総務係 電話048-271-9214

活動①

農業委員会は農地を守るために活動しています

農業委員会会議

農地の確保と有効利用に向けて、農地法に基づく許可などを審議します。
農業委員会会議は原則毎月1回開催しています。

活動③

利用状況調査（農地パトロール）
利用意向調査

それぞれの担当地区を中心に農地に異常がないか利用状況を調査するなど、農地パトロールを行っています。

森 京子 委員

川口市には現在、農業委員11名と農地利用最適化推進委員2名がいます。主な活動として、農地の確保や有効利用、農地利用の最適化活動などに取り組んでいます。

農業委員・農地利用最適化推進委員は

こんな活動しています！

活動②

農地利用の最適化活動

遊休農地の発生防止・解消や新規参入の促進など農地利用の最適化活動を行っています。そのため日々農業者の方々と情報交換を行うなど地域に根ざした地道な活動をしています。

中田 裕子 委員

書類作成
や勉強も
しています

山岡 佐智子 委員

委員は日々の活動内容を「活動記録簿」に記録し毎月提出します。また、適切な審議を行うため農地法その他関連法律の勉強をしています。

地域農業の協議の場（地域計画）について

～市街化調整区域内の農地を今後どうするか考える座談会にご参加ください。

要望により、令和8年度は赤山地区を対象に実施いたします～

地域計画とは

市街化調整区域内の農地について、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地の姿を明確化（将来誰がどの農地を耕作していくのか）するものです。

地域農業の協議の場とは

地域農業の担い手のかたを中心にお集まりいただき、地域の農地利用の方針等について話し合いをしていただく場です。

農業の担い手、農地所有者（ご家族も含む）のかたなど、地域の農業や地域づくりに関係や興味のあるかたであればどなたでも参加できます。



昨年の協議の場の様子

対象地区	開催日	開催時間	開催場所
赤山地区	令和8年1月21日	午後1時30分～午後2時30分	神根東公民館講座室 ※

※ 駐車場台数が非常に少ないため公共交通機関をご利用ください。

お問合せ：農政課農政係 電話048-259-9020

農業に関するイベント・事業を計画の方はご利用をご検討ください！

※様々な要件がありますので、事業をご検討されている団体の方は、まずは農業振興係までご連絡ください。

お問合せ：農政課農業振興係 電話 048-259-7249

他市都市農業者の取り組み事例

規模拡大めざし農園借り受け



ミカン狩り 客層広げる

武蔵村山市の小林さん、積極構想

Gapと連携し、地域活性化プロジェクト「Local Hero & Gap」でワークシヨップの開催や衣装協力も行っている。

有機野菜で「旬」ある暮らし

千葉・印西市
柴海祐也さん

「おまかせ野菜」を直販

「千葉」印西市で40年続いた農家の葉海祐也さん（39）は、2009年に葉柴海農園を創業、8畝の面積で100種類ほどの有機野菜を育てている。

は、おいしさや栄養素は最大限引きだすだけでなく、環境負荷の低減にもつながり、食べる人も作る農家にも旬を取り戻すことが大事」と話す。

また、昨年7月に直営カフェ「8TAKA」を都内にオープン。農園の「野菜を100％使用し」「野菜あふりき」のメニューにこだわari、旬の食材

経営の根底にあるのは、「旬のある暮らしを共に分かち合う」という価値観で、旬とはその土地で豊に栽培できる野菜だといっ。

柴海さんは「旬の野菜は、旬のある暮らしの庭に有機野菜の詰め合わせ『おまかせ野菜BOX』を直販するほか、飲食店や小売店との契約出荷、ヒコル・シマウなどの加工品製造も手がけている。

現在、2000世帯の家庭に有機野菜の詰め合わせ『おまかせ野菜BOX』を提案する。

「お客さまと共に旬の価値を上げ、農業の魅力を分かち合える未来をめざしたい」と語る。



上 自社農場で収穫作業をする柴海さん、下 農園直営古民家カフェ「8TAKU」の有機野菜たっぷりな定食



全国農業新聞十月二十四日号より掲載

【東京】武蔵村山市に
る観光農園「小林農
」の小林卓矢さん(36)
、大学卒業後に就農



インスタ
グラムの
二次元コ
ード

は7野に減る。小林さんは規模拡大をめざし、廃業した農園のミカン畑を今年初めて借り受けた。「今後は平地の農地も借り受け、平田ウやイチジクの生産規模を広げたい。果樹経営を

市内を見渡す70坪の雄大な傾斜地には、約500本のミカン木が広がり、爽やかな景色の中、ビクニック気分で散策することができる。

入園料は700円で、90分間の食べ放題。1口を見せる。

年層が増えている。駐車場も完備しており、小学校や幼稚園などの団体利用も受け入れている。今後も多くのお客さんに会えるのを楽しみにしている」と開園に向けて笑顔を見せる。

全国農業新聞十月十七日号より掲載

鮮度と歯切れ
魅力発信

清瀬市の
並木さん

【東京 清瀬市】のなみ
き農園代表 並木益盛さん
(57) は「セロリは1株
のインパクトが大きい野
菜。セロリを通して清瀬
市の魅力を発信したい」
と地域への熱い思いを語
る。

い」という気持で、い
てが、散し、伊勢生に
圧倒された。社会人
の立ち振る舞いも教え
てもらったと振り返る
その後、父親のもとで
農業に携わった並木
さんがセロリ栽培を始め

セロリ名人の 教え受け継ぐ



「父親と違ふ農業がたい」と並木さんは、26歳のときに伝説のセロリ名人と呼ばれた故伊藤仁太郎さんの門を叩いた。江戸川区の伊藤さんのもとには当時、その高い技術を学ぼうと全国から農家が訪れる中、並木さんも一年間研修に通った。「生産者から直接学びたい、生きた情報が欲しい」と並木さんは現在、計20坪のハウスで7千本のセ

口りを生産し、市場出荷と直接販売を行う。販売期間の4月上旬2週間は、鮮度が高く歯切れのよいセロリを求めて車で購入に来る消費者が年々増えている。

「市内での生産規模の拡大は難しいが、関係性の拡大は自分の行動次第。伊藤先生とセロリに巡り会えた感謝の思いをまわりに還元していきたい」と笑顔で話す。

「ホテルやレストランにセロリを持参してPRしている」と話す並木さん

全国農業新聞
四月十八日号より掲載

農家訪問レポ

「美味しいね」と食べてもらえた時は
本当にうれしく、やってきてよかった
と感じます。



智美さんの夫の淳さん



令和6年3月から約2年間
河路 智美さん「明日の農業担い手育成塾」で農業
経営や栽培の知識・技術を学ぶ

農業を志したきっかけと研修での学び

出産をきっかけに、これからの地球環境や食のことを考えるようになりました。

地球温暖化や食糧危機のニュースを目にするたびに、「自分にも何かできることはないだろうか」と思い、まずは花などの植物を育ててみました。

そんなある日、シェア畑で農作物を育てている知人の畑を訪ねる機会があり、畑で土に触れ野菜が育つ様子を目の当たりにして、「自分にもできるかもしれない」と。

どうせ育てるなら、眺めて楽しむ花よりも、食べて喜んでもらえるものを作りたい！そう思い、「明日の農業担い手育成塾」に入ってみることを決めました。

「明日の農業担い手育成塾」に入ってみて

始める前は、体力が持つのかという不安が一番大きかったのですが、今のところなんとかやれています。実際にやってみると想像以上に奥が深く、毎日が学びの連続です。「美味しいね」と食べてもらえた時は本当にうれしく、やってきてよかったと感じます。一方で、たくさん収穫したいと欲張ると、労働力の限界を思い知らされ、自分の手が届く範囲で丁寧に取り組むことの大切さを実感しました。「自分が蒔いたタネ」という言葉の通り、意気込んで育苗や定植をしても、手が回らず思うようにいかないこともあります。

原因を振り返ると、結局は自分の計画や管理に起因していることに気づかされました。

また、ナスの実で光沢がなく色がぼやけた“ボケナス”を実際に見たときは驚きました。

教科書や言葉でしか知らなかった現象を自分の畑で目にし、言葉の語源に農業が深く関わっていることを実感。人の営みと同じくらい長い農業の歴史を少し感じたりしています。

多くの人に支えられた農業塾

この農業塾では多くの方々に支えられました。

主催してくださっている川口市、JA、農林振興センター、そして指導してくださる農家の先生方。人生の中で、これほど多くの人に応援してもらったことはなく、感謝の気持ちでいっぱいです。

毎日思いがけないことの連続ですが、その一つひとつが学びであり、退屈しない日々を楽しく過ごしています。

これからも支えてくださる方々への感謝を忘れずに、一歩ずつ成長していきたいです。



みどり課からのお知らせです

○第一本庁舎へ移転しました

令和7年12月15日（月）より、鳩ヶ谷庁舎3階から第一本庁舎3階へ移転いたしました。

○令和8年度分の新規指定の受付を行います

令和8年度分の新規指定申請は、令和8年6月30日（火）が期限となります。

希望されるかたは、お早めにご相談ください。

※新規での指定は、従来どおり30年間農地として適正に管理することが義務付けられます。

○生産緑地の適正管理をお願いします

生産緑地の一部において、適正に管理されていない状況が見受けられます。生産緑地所有者の皆様におかれましては、引き続き周辺地域の環境に配慮し、**繁茂や越境をする前に草刈りや樹木の剪定を行うなど、適正な肥培管理を行っていただきますようお願いいたします。**

また、台風や大雨により、農地からの土砂等が道路や側溝等に流出することがあります。**土砂等の流出防止対策を実施していただきますよう、併せてお願いいたします。**やむをえず土砂等が道路へ流出してしまった場合は、お早めの土砂の撤去・清掃をお願いいたします。

○特定生産緑地指定を受けていない生産緑地について

平成4年指定・平成5年指定の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定を受けていない土地をお持ちのかたで、生産緑地の指定を解除する場合は市へ手続き（買取申請）が必要となります。指定から30年経過しても生産緑地の指定は自動的に指定解除になりませんので、まだ手続きをされていないかたはご注意ください。

お問合せ：みどり課保全係（第一本庁舎3階） 電話 048-242-5721



令和8年4月から「廃棄物処理手数料」が変わります。

	現処理手数料	新処理手数料
市の処理施設に搬入される家庭系廃棄物	100 円	150 円
事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	220 円	310 円

※手数料はいずれも「重量10キログラムにつき」の価格 お問合せ：資源循環課 電話 048-228-5370

農地基本台帳整備に係る調査のご協力のお礼

8月1日現在で市内の農家を対象にこの調査を実施いたしましたところ、関係者の皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。調査の詳細は市ホームページをご確認ください。

お問合せ：農業委員会事務局総務係 電話 048-271-9214

農業者年金加入へのご案内

◎「国民年金だけでは老後の生活が不安」という農業者のために、国民年金に上乘せることで将来もらえる年金額を増やす目的で作られた公的な年金制度です。

◎以下の①②③の要件をすべて満たすかたが加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事されているかた
- ③20歳以上60歳未満のかた（国民年金の任意加入者は65歳未満）

※一定の要件を満たすかたは保険料の国庫補助（最大1万円）による政策支援が受けられます。

※農業者年金に加入した場合は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入が必要です。

※厚生年金に加入されているかたは農業者年金には加入できません。

※国民年金基金及び個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できません。

お問合せ：農業委員会事務局総務係 電話 048-271-9214

